

市街化区域内農地の転用手続き

(農地法第4条第1項第7号、同第5条第1項第6号共通)

1 届出書記載等の留意事項

※ 1筆の内の一部を所有権移転し転用する場合は、必ず分筆登記を済ませてから転用届出をしてください。

- ① 当事者は、この手続き後、法務局にて必ず **地目の変更登記** を行ってください。
- ② 当事者は、**届出人(4条)**もしくは**譲受人・譲渡人欄(5条)**に署名又は記名してください。また、届出書は加筆や訂正がされたものは受付できません。
- ③ 届出書の記載事項及び添付書類等を審査し、**適法に受理された場合に届出書の受付日からおおむね3日後**(土日・祝日を除く)受理通知書が発行されます。
 - * 届出農業委員会において適法に受理されるまでは効力が発生しませんので、受理通知書の交付があるまでは転用行為に着手できません。
 - * 添付書類に不足がありますと、受付ができませんので、ご注意ください。
- ④ 当事者の土地所有が**共有名義の場合には、共有者全員の署名又は記名**をしてください。

2 添付書類

必ず添付する書類	◎当事者以外の方が手続きを代行する場合の 委任状 (当事者全員の委任状) ※ 印は、 個人の場合は認印、法人については法人名、代表者名 を記載し、法務局(登記所)に届け出ている 代表者印 を押印してください。	1部
	ア 土地の登記簿謄本 (全部事項証明の原本(法務局発行、3ヶ月以内かつ最新のもの))	1部
	イ 公図の写し (法務局発行又は登記情報提供サービス利用、3か月以内かつ最新のもの)	1部
	ウ 土地の位置を示す 地図 (明細地図等の写し、縮尺1/2000程度)	1部

その他の事案により添付が必要となる書類	エ 当事者の現住所と土地登記簿上の住所が異なる場合	住民票・戸籍の附票など住所のつながりが確認できる書類	1部
	オ 相続登記が完了していない場合	① 遺産分割協議書の写し ② 法定相続情報一覧図の写し ③ 相続人全員の印鑑登録証明書	各1部
	カ 転用の対象となる土地が賃借権の目的となっている場合	農地法18条第1項の規定による解約等の許可があったことを証する書類	1部
	キ 当事者(共有者含む)に未成年者がいる場合	未成年者世帯全員の住民票	1部

お問い合わせは、大和市農業委員会事務局：電話046(260)5137まで。